

経営安定資金利子補給金交付申請のご案内

1 経営安定資金利子補給の主な内容

対象者	大和市内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者等 ※個人事業者は1年以上の市内居住者（市税等に滞納がある場合は対象外）
対象資金	神奈川県経営安定資金のうち【 <u>売上・利益減少対策融資</u> 】に限る
補給金額	【初回利子支払月～24ヶ月間内であって2025年1月～12月中に支払った利子額の50%】 （100円未満切捨・限度額30万円/市外移転した場合はその月までが対象） ※国の健康経営優良法人の認定企業は100% ※延滞利息、戻し利息は除く
申請期限	【2026年1月31日（土）まで】※郵送の場合のみ1月31日までの消印を有効とします <u>市役所窓口は2026年1月30日（金）17:00まで</u>

2 申請書類は[大和市ホームページ](#)から取得して下さい。



※記入前に予め記入例をご参照ください

全ての方	①	経営安定資金利子補給金 交付申請書	・太枠内を記入し、 <u>2ヶ所に押印</u> ・大和市内の所在地を記入
	②	神奈川県経営安定資金 利子支払証明書	・同封の「 <u>利子支払証明書交付のお願い</u> 」を添えて <u>融資を受けた金融機関に作成を依頼してください</u> ※作成に日数を要する場合がございますのでご注意ください
	③	請求書	・太枠内を記入し、 <u>①と同じ印鑑を押印</u> ・①と同じ所在地を記入 ・ <u>請求金額は記入しない!</u>
	④	(法人) 履歴事項全部証明書 (個人) 所得税確定申告書控え 青色決算書控え (いずれも直近2期分)	・履歴事項全部証明書は <u>3か月以内のもの</u> ※写し可 ・所得税確定申告書は第一表のみ ・青色決算書は1ページ目+2ページ目 ※写し可
履歴事項全部証 明書記載の本店が 市外の方	⑤	市内で1年以上継続して同一 事業を営んでいることを確認で きる書類	【例】賃貸借契約書等 ※写し可
健康経営優良法 人の認定を受けた 方	⑥	左記を確認できる書類	・申請時点で国の健康経営優良法人認定制度の認定を受けて いることを確認できる書類をご提出下さい。※写し可

※ご不明な点がございましたら、お問合せください

提出先・お問合せ 大和市役所 産業活性課 TEL:046-260-5135

受付時間 月～金(土日祝日等除く)の8:30～17:00(12時～13時は除く)

※上記時間帯以外のお問い合わせについてはご遠慮ください。